

長野労働局発表（29 - 32）
平成 29 年 8 月 22 日

担 当	長野労働局雇用環境・均等室	
	雇用環境改善・均等推進監理官	森 孝 行
	室長補佐	天野 由紀子
	雇用環境改善・均等推進指導官	浜 幸 好
	電 話	026-227-0125

よりよい働き方のために ハラスメント撲滅集中月間 無期転換ルール取組促進キャンペーン を実施します！

長野労働局（局長 石田 茂雄）では、平成 29 年 10 月 1 日から改正育児・介護休業法が施行されることを踏まえ、かつ厚生労働省が「全国ハラスメント撲滅キャラバン」（ 1 ）を実施していることを受けて、9 月を「ハラスメント撲滅集中月間」と位置付け、ハラスメントのない働きやすい社会を目指して集中的な取組みを行います。

また、平成 30 年 4 月には、「無期転換ルール」を盛り込んだ労働契約法の改正から 5 年を迎えます。いよいよ本格化する本ルールについて、企業においては中長期的な人事管理を踏まえた規定整備などの準備が必要であることを、有期労働契約で働く人には本ルールがあることや転換のためには申込みが必要であることを知ってもらうことが重要です。

このため、厚生労働省とあわせて「無期転換ルール取組促進キャンペーン」（ 2 ）を行います。

【長野労働局の取組内容】

1 「改正育児・介護休業法等説明会」を県内 2 か所で開催します（別添 1）

29 年 9 月 7 日（木）13 時 ～ 15 時 10 分 【岡谷会場】 あいとぴあ

29 年 9 月 20 日（水）13 時 30 分～15 時 40 分 【長野会場】 ホクト文化ホール

説明内容：改正育児・介護休業法、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策
労働契約法（無期転換ルール）、ワーク・ライフ・バランスの推進

2 「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設します（別添 2）

期 間：平成 29 年 9 月 1 日（金）～29 日（金）

受付時間：8 時 30 分～17 時 15 分

場 所：長野労働局雇用環境・均等室

電 話：026-227-0125 / 026-223-0551

3 集中的な広報、周知

労使団体、関係機関等に対し、広報誌の掲載等の周知依頼を行うとともに、各種媒体を通じた広報活動を実施する。

1 「全国ハラスメント撲滅キャラバン」とは

平成 29 年 1 月 1 日から、改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法が全面施行され、上司・同僚からの職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に義務付けられています。

厚生労働省では、平成 29 年 7 月 1 日から 12 月 28 日までの間に、「全国ハラスメント撲滅キャラバン」と銘打ち、全国の都道府県労働局において事業主等を対象とした説明会を開催するほか、労働者や企業の担当者からの相談に対応する「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設しています。

2 「無期転換ルール取組促進キャンペーン」とは

無期転換ルールとは、労働契約法に基づき、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する有期労働契約について、同一の使用者と間で、有期労働契約が反復更新されて通算 5 年を超えた場合、有期契約労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールです。

厚生労働省では、無期労働契約への申込権が本格的に発生する平成 30 年 4 月まで残り半年であることから、平成 29 年 9～10 月を「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間と定め、集中的に周知啓発に取り組むこととしています。

<添付資料>

- 1 「改正育児・介護休業法等説明会」ちらし
- 2 「ハラスメント対応特別相談窓口」ちらし
- 3 「平成 29 年 10 月 1 日から改正育児・介護休業法がスタートします！」リーフレット
- 4 「はじまります、「無期転換ルール」」リーフレット

- 全国ハラスメント撲滅キャラバン実施中!!! -

改正育児・介護休業法等説明会のご案内

平成29年10月1日から、改正育児・介護休業法が施行されます。これにより、子どもが保育園に入れないなど一定の場合には、子が2歳になるまで育児休業を取れるようになります。

また、平成30年4月1日から、労働契約法に基づく無期労働契約への転換申込みが本格化するため、有期契約労働者の円滑な無期転換に向けて、早急な対応が求められています。

長野労働局雇用環境・均等室では、次のとおり説明会を開催しますので、多くの皆様方のご参加をお待ちします（参加費 無料）。

開催日	会 場	所在地
9月 7日(木)	【岡谷会場】あいとぴあ（男女共同参画センター）ホール	岡谷市長地権現町 4-11-51 0266-22-5781
9月20日(水)	【長野会場】ホクト文化ホール（県民文化会館）中ホール	長野市若里 1-1-3 026-226-0008

- 時 間 【岡谷会場】 13時～15時10分
【長野会場】 13時30分～15時40分

会場により、開始・終了時刻が異なりますのでご注意ください。

- 対 象 者 企業の人事労務担当者、労働者、一般の方等
○内 容 《説明》

- ・改正育児・介護休業法
- ・妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策
- ・労働契約法（無期転換ルール）
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進

申 込 先 長野労働局雇用環境・均等室 〒380-8572 長野市中御所 1 - 2 2 - 1
TEL 026 - 227 - 0125 FAX 026 - 227 - 0126

申込方法 下記申込書により FAX 等で各開催日の1週間前までにお申し込みください。

■主 催 長野労働局

FAX 026 - 227 - 0126（長野労働局雇用環境・均等室）

改正育児・介護休業法等説明会参加申込書

事業所名	
所在地（ ）	（ - - ）
参加者職・氏名	
参加会場	いずれかに をお付けください。 【長野会場】 【岡谷会場】

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

長野局開設期間：平成29年9月1日（金）～平成29年9月29日（金）

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

上司に妊娠を報告したら
「他の人を雇うので早めに
辞めてもらうしかない」と
言われた。

育児短時間勤務をしていたら
同僚から
「あなたが早く帰るせいで、
まわりは迷惑している。」
と何度も言われ、精神的に非
常に苦痛を感じている。



妊娠・出産・育児休業等に関
するハラスメントの相談
を受けたが、会社として
どうすればよいのだろう。

妊娠・出産・育児休業・介護
休業等に関するハラスメント
の防止措置は、会社としてな
にをすればよいのだろう。

上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する ハラスメントの防止措置について

近年、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントが問題となっています。

このため、平成29年1月1日から、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に義務付けられました。詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用均等 > 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html

妊娠・出産をしながら働く女性のためのさまざまな制度があります
(母子健康手帳でも紹介されていますのでぜひ読んでみてください)

育児や介護のためのさまざまな制度は、男性も取得することができます

制度について知りたい場合も、ご相談ください。

このほか・・・

働く人

働く人

企業の担当者

企業の担当者

妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらおう」と言われました。非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？
会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、均等法などに違反しますか？

・・・などのご相談にも対応します。

**妊娠・出産・育児休業・介護休業などを
理由とする解雇などの不利益な取扱いは法律で禁止されています。**

相談して
ください！

都道府県労働局があなたのお力になります！

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください！！ 相談は無料です！



Q. どのような相談ができますか？

A. 上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントや妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする解雇等の不利益取扱いについてご相談いただけます。そのほか、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントについてもご相談いただけます。

Q. 女性しか相談できませんか？

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局ではなにををするのですか？

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停を行っています。

長野労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 8時30分～17時15分（閉庁時刻）

時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。
できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 雇用環境・均等室 026-227-0125
(総合労働相談コーナー) 026 223 0551

住所 〒380-8572 長野市中御所1-22-1



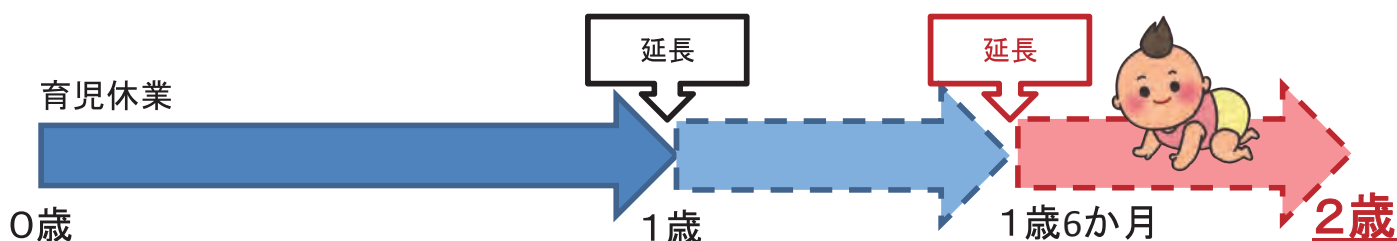
保育園などに入れない場合

2歳まで育児休業が取れるようになります!

～ 平成29年10月1日から改正育児・介護休業法がスタートします ～

保育園などに入所できず、退職を余儀なくされる事態を防ぐため、**育児・介護休業法が変わります**。またさらに、育児をしながら働く男女労働者が、育児休業などを取得しやすい職場環境づくりを進めます。

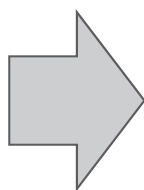
改正内容①: 最長2歳まで育児休業の再延長が可能に



- 1歳6か月以後も、保育園等に入れないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで再延長できます。
- 育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。(詳細はハローワークまで)



12月で1歳6か月までの育休が終わるのに、申し込んだけど、入れる保育園がない。どうしよう……。



比較的、保育園に入りやすい4月まで育休を取得できるようになるね。



改正内容②: 子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などをお知らせ

事業主は、働く方やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、その方に個別に育児休業等に関する制度(育児休業中・休業後の待遇や労働条件など)を知らせる努力義務が創設されます。

育児休業中はね……



改正内容③: 育児目的休暇の導入を促進

未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されます。

(育児目的休暇の例)

配偶者出産休暇、ファミリーフレンドリー休暇、子の行事参加のための休暇など



育児・介護休業法の詳細な内容については、厚生労働省ホームページでご確認ください。

■厚生労働省ホームページ■

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

育児・介護休業法に関するお問い合わせは、
都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

●北海道	011-709-2715	●東京	03-3512-1611	●滋賀	077-523-1190	●香川	087-811-8924
●青森	017-734-4211	●神奈川	045-211-7380	●京都	075-241-3212	●愛媛	089-935-5222
●岩手	019-604-3010	●新潟	025-288-3511	●大阪	06-6941-8940	●高知	088-885-6041
●宮城	022-299-8834	●富山	076-432-2740	●兵庫	078-367-0820	●福岡	092-411-4894
●秋田	018-862-6684	●石川	076-265-4429	●奈良	0742-32-0210	●佐賀	0952-32-7167
●山形	023-624-8228	●福井	0776-22-3947	●和歌山	073-488-1170	●長崎	095-801-0050
●福島	024-536-4609	●山梨	055-225-2851	●鳥取	0857-29-1709	●熊本	096-352-3865
●茨城	029-277-8295	●長野	026-227-0125	●島根	0852-31-1161	●大分	097-532-4025
●栃木	028-633-2795	●岐阜	058-245-1550	●岡山	086-225-2017	●宮崎	0985-38-8821
●群馬	027-896-4739	●静岡	054-252-5310	●広島	082-221-9247	●鹿児島	099-223-8239
●埼玉	048-600-6210	●愛知	052-219-5509	●山口	083-995-0390	●沖縄	098-868-4380
●千葉	043-221-2307	●三重	059-226-2318	●徳島	088-652-2718		

※育児休業給付金については、お近くのハローワークまでお問い合わせください。